

議案第129号

前橋市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の改正について

令和4年11月29日提出

前橋市長 山本 龍

前橋市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

前橋市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年前橋市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「又は介護時間」を「、介護時間」に、「の承認」を「又は高齢者部分休業（職員が、55歳に達した日以後の日で当該職員が申請において示した日から当該職員に係る定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）の承認」に改め、「給与額」の次に「（高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合にあつては、給料並びにこれに対する地域手当及び管理職手当に限る。）」を加える。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。